

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ 恩納村価格高騰緊急支援給付金

- ・恩納村価格高騰緊急支援給付金は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- ・給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

支給時期

確認書又は申請書の内容に不備がなければ、受理した日から3週間後が目安です。

申請期間

令和5年9月1日(金)～
令和5年11月30日(木)

支給対象と申請の有無

世帯全員の 「令和5年度 住民税均等割が非課税」の世帯

恩納村から「確認書」が届きます。
必要事項を記入し、返送してください。

※令和5年7月1日時点で住民登録のある世帯へ
確認書が送付されます。

未申告又は転入により 「住民税非課税」が確認できなかった世帯 「申請」が必要です

申告を行ったり、令和5年1月1日時点で住民登録をしていた市区町村で「非課税証明書」の取得が必要になります。

【申請書配布先】恩納村役場 総務課

お問い合わせ:総務課 ☎966-1200 受付時間 8:30～17:15(土日・祝日を除く)

恩納村加齢性難聴者補聴器購入費の助成

助成対象 (以下のすべての要件を満たす方)

- ①恩納村に住所を有し、実際に居住している65歳以上の方
- ②住民税非課税世帯の方
- ③耳鼻咽喉科の医師から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要と意見を徴することができる方

助成額 補聴器本体1台分の購入費として、1人2万5千円を上限とします。

※助成は1人1回限りです。修理等は対象になりません。

※助成の決定前に購入した補聴器は、対象となりません。

- 詳しくは、福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ:福祉課 地域福祉係 ☎966-1207

令和5年度 就学援助の申請について

恩納村では、経済的な理由によりお子さんの就学についてお困りの保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助する事業を行っています。

申請を希望する方は、学校または教育委員会で申請書を受け取り、必要書類を提出してください。

申請期間 随時受付

※9月申請分までは4月1日認定 それ以降は翌月認定となります。(例:10月1日申請→11月1日認定)

対象者 令和5年4月に小学校1年生～中学校3年生になる児童生徒の保護者

※令和4年度に認定された世帯でも、新たに申請する必要があります。

- 詳しくは、学校教育課までお問い合わせください。

お問い合わせ:学校教育課 ☎966-1209